

音声利用 I P通信網サービス契約約款の一部改正（案）
新旧対照

旧					新							
別記					別記							
1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等					1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等							
(1) (略)					(1) (略)							
(2) 第2種サービス（メニュー3に係るものに限ります。）について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。					(2) 第2種サービス（メニュー3に係るものに限ります。）について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。							
電気通信サービス		取扱いの単位	チャンネル数の上限	終端の場所とすることができる区域		電気通信サービス		チャンネル数の上限	終端の場所とすることができる区域			
名称	品目等			終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの	名称	品目等		終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの		
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン1又はプラン2-1	1 Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線の品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、複数の論理回線（本欄に規定する2の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下この表において同じとします。）について、1の論理回線	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域	LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン1又はプラン2-1	1 Mb/s	契約者回線ごとに2チャンネルまで	(略)	(略)		
	10Mb/s						左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで				10Mb/s	契約者回線ごとに23チャンネルまで
	100Mb/s						左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに235チャンネルまで				100Mb/s	契約者回線ごとに235チャンネルまで

新旧対照

旧				新						
	1 Gb/s	ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、1の論理回線を1の接続契約者回線とみなして取り扱います。		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで			1 Gb/s	契約者回線ごとに300チャンネルまで		
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン2-2	10Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで		LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン2-2	10Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/sのもの	契約者回線ごとに2チャンネルまで	
		最低伝送速度の細目が2 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに4チャンネルまで				最低伝送速度の細目が2 Mb/sのもの	契約者回線ごとに4チャンネルまで	
		最低伝送速度の細目が3 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに6チャンネルまで				最低伝送速度の細目が3 Mb/sのもの	契約者回線ごとに6チャンネルまで	
		最低伝送速度の細目が4 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに9チャンネルまで				最低伝送速度の細目が4 Mb/sのもの	契約者回線ごとに9チャンネルまで	
		最低伝送速度の細目が5 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに11チャンネルまで				最低伝送速度の細目が5 Mb/sのもの	契約者回線ごとに11チャンネルまで	
		最低伝送速度の細目が6 Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに13チャンネルまで				最低伝送速度の細目が6 Mb/sのもの	契約者回線ごとに13チャンネルまで	

新旧対照

旧				新						
		最低伝送速度の細目が7 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに16チャンネルまで					最低伝送速度の細目が7 Mb/s のもの	契約者回線ごとに16チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が8 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに18チャンネルまで					最低伝送速度の細目が8 Mb/s のもの	契約者回線ごとに18チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が9 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに20チャンネルまで					最低伝送速度の細目が9 Mb/s のもの	契約者回線ごとに20チャンネルまで
	20Mb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで				20Mb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/s のもの	契約者回線ごとに23チャンネルまで
	40Mb/s	最低伝送速度の細目が20Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに46チャンネルまで				40Mb/s	最低伝送速度の細目が20Mb/s のもの	契約者回線ごとに46チャンネルまで
	60Mb/s	最低伝送速度の細目が30Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに70チャンネルまで				60Mb/s	最低伝送速度の細目が30Mb/s のもの	契約者回線ごとに70チャンネルまで
	80Mb/s	最低伝送速度の細目が40Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに93チャンネルまで				80Mb/s	最低伝送速度の細目が40Mb/s のもの	契約者回線ごとに93チャンネルまで
	100Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで				100Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/s のもの	契約者回線ごとに2チャンネルまで

新旧対照

旧				新			
	最低伝送速度の細目が2 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに4チャンネルまで			最低伝送速度の細目が2 Mb/s のもの	契約者回線ごとに4チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が3 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに6チャンネルまで			最低伝送速度の細目が3 Mb/s のもの	契約者回線ごとに6チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が5 Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに11チャンネルまで			最低伝送速度の細目が5 Mb/s のもの	契約者回線ごとに11チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が10Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで			最低伝送速度の細目が10Mb/s のもの	契約者回線ごとに23チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が20Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに46チャンネルまで			最低伝送速度の細目が20Mb/s のもの	契約者回線ごとに46チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が30Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに70チャンネルまで			最低伝送速度の細目が30Mb/s のもの	契約者回線ごとに70チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が40Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに93チャンネルまで			最低伝送速度の細目が40Mb/s のもの	契約者回線ごとに93チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が50Mb/s のもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに117チャンネルまで			最低伝送速度の細目が50Mb/s のもの	契約者回線ごとに117チャンネルまで

新旧対照

旧					新				
		最低伝送速度の細目が60Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに140チャンネルまで				最低伝送速度の細目が60Mb/sのもの	契約者回線ごとに140チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が70Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに164チャンネルまで				最低伝送速度の細目が70Mb/sのもの	契約者回線ごとに164チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が80Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに187チャンネルまで				最低伝送速度の細目が80Mb/sのもの	契約者回線ごとに187チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が90Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに211チャンネルまで				最低伝送速度の細目が90Mb/sのもの	契約者回線ごとに211チャンネルまで
	1 Gb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで			1 Gb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/sのもの	契約者回線ごとに23チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が20Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに46チャンネルまで				最低伝送速度の細目が20Mb/sのもの	契約者回線ごとに46チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が30Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに70チャンネルまで				最低伝送速度の細目が30Mb/sのもの	契約者回線ごとに70チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が50Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに117チャンネルまで				最低伝送速度の細目が50Mb/sのもの	契約者回線ごとに117チャンネルまで

新旧対照

旧					新				
	最低伝送速度の細目が100Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに235チャンネルまで			最低伝送速度の細目が100Mb/sのもの	契約者回線ごとに235チャンネルまで		
	最低伝送速度の細目が200Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに470チャンネルまで			最低伝送速度の細目が200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s又は500Mb/sのもの	契約者回線ごとに300チャンネルまで		
	最低伝送速度の細目が300Mb/s、400Mb/s又は500Mb/sのもの		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで						
<p>備考</p> <p>1 上記の2の契約者回線（複数の論理回線について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、論理回線が設定されたそれぞれの契約者回線とします。）は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</p> <p>2 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限りです。</p>									
					LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ2	1 Mb/s	契約者回線ごとに2チャンネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
						5Mb/s	契約者回線ごとに11チャンネルまで		
						10Mb/s	契約者回線ごとに23チャンネルまで		
						100Mb/s	契約者回線ごとに235チャンネルまで		

新旧対照

旧	新			
<p>(3) ～ (略) (7)</p>	1 Gb/s	契約者回線ごとに 300 チャンネルまで		
	10Gb/s			
	<p>備考</p> <p>1 <u>上記名称欄に定める各電気通信サービスに係る契約者回線の品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。</u> <u>ただし、複数の論理回線（本欄に規定する2の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下この表において同じとします。）について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、1の論理回線を1の接続契約者回線とみなして取り扱います。</u></p> <p>2 <u>1に定める接続契約者回線は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</u></p> <p>3 <u>その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用 I P通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限ります。</u></p>			
	<p>(3) ～ (略) (7)</p> <p>附 則(令和6年6月 26日企営第155500000376号) この改正規定は、令和6年6月 28 日から実施します。</p>			